

郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的な理由により婚姻に踏み切れない男女に対し、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る経費の経済的支援を行うことにより、本市における少子化対策の推進を図ることを目的として、新婚世帯に対して予算の範囲内で郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 令和5年度受給世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、令和5年度中に本補助金を受給した夫婦をいう。
- (3) 住居費 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、結婚を機に市内での住宅の取得、リフォーム又は賃借のために要した費用のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 当該住宅の購入費（新築する場合の工事請負費を含む。）
 - イ 当該住宅のリフォーム費（既存の住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築及び設備更新等の工事費用。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス及び植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン及び洗濯機等の家電購入・設置に係る費用を除く。）
 - ウ 当該住宅の賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、前号の住宅又は夫若しくは妻が現に居住する住宅への引越しに要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯及び令和5年度受給世帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の申請をする日において、夫婦の双方が本市に住民登録を有し、住民票の住所が申請に係る住宅の所在地となっていること。ただし、夫婦の一方が申請に係る住宅の所在地に住民登録を有した後、やむを得ない事情で住民登録を異動した場合はこの限りではない。
- (2) 令和5年分（令和5年1月1日から同年12月31日までをいう。以下同じ。）の夫婦の合計所得金額が500万円未満であること。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っていないこと。

る場合、夫婦の合計所得金額から、令和5年分の貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。

(3) 夫婦共に婚姻日（婚姻届を提出した日又は受理された日をいう。）における年齢が39歳以下であること。

(4) 夫婦の双方又は一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと（令和5年度受給世帯を除く。）。

(5) 夫婦が市税（個人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。））、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していないこと。

(6) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団員等に該当していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、住居費及び引越費用とする。

2 住居費は、1つの住宅に要した費用のみを対象とする。

3 住居費のうち、住宅の購入費については、婚姻日より前に取得した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した当該住宅の購入費用は対象とする。

4 住居費のうち、住宅のリフォーム費については、婚姻日より前に実施した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施した当該住宅に係るリフォーム費用は対象とする。

5 住居費のうち、住宅の賃借に要した費用についての取り扱いは、次の各号のとおりとする。

(1) 新婚世帯においては、月払いの賃料及び共益費については、6か月分を上限とする。この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(2) 令和5年度受給世帯においては、月払いの賃料及び共益費については、6か月分より令和5年度受給分の月数を引いた月数分を上限とする。この場合において、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1か月分の支払いをしたものとみなす。

(3) 夫婦の一方が婚姻前に契約し、居住していた住宅について、他方が後に当該住宅に居住した場合は、同居開始後（住民票における夫婦の住所が同一になった日以降をいう。）に支払った費用のみを対象とする。

（補助金の額）

第5条 新婚世帯について、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 令和5年度受給世帯について、補助金の額は、補助対象経費の実支出額に相当する額とし、1世帯当たり30万円から令和5年度中に受給した額を控除した額を上限とする。ただし、補助対象経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当を含む。）の交付を受けている場合は、その額を控除する。

2 前2項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付申請書兼同意書兼誓約書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し
- (2) 住民票の写し(夫婦双方の住所が記載されたもの)
- (3) 夫婦の所得証明書(市区町村が発行する令和5年分の所得を証明するもの)
- (4) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類(第3条第2号ただし書に該当する場合)
- (5) 住宅の売買契約書及び領収書等の写し(住宅を購入した場合)
- (6) 住宅の工事請負契約書及び領収書等の写し(住宅を新築又はリフォームした場合)
- (7) 住宅の賃貸借契約書及び賃借に要した費用に係る領収書等の写し(住宅を賃借した場合)
- (8) 引越費用に係る領収書等の写し(引越費用がある場合)
- (9) 住宅手当支給証明書(第2号様式)(住宅を賃借した場合であって、かつ、補助対象経費として申請する経費の期間中給与所得者であった場合)
- (10) 対象経費内訳書(第3号様式)
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する補助金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により補助事業等の実績に基づき精算額で行うものとする。

3 令和5年度受給世帯について、第1項第1号及び同項第2号に規定する書類は添付を省略できることとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、補助金に係る証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存することとする。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、郡山市結婚新生活スタートアップ支援補助金交付決定兼確定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。